

# 近 市史の小径

第33回

## 信楽の秋祭り と宮座行事

江は祭りの多いところですが、村や郷のお宮の例祭は、ほとんどが4月から5月にかけて春祭りとして行われます。豊作祈願と重なるとともに、天台宗の影響を受けた日吉山王祭にならったものと考えられます。

市域でも野洲川流域ではほとんど春祭りですが、信楽地域では例祭を9月から10月に行うところが多く対照的です。例祭を秋に行う地域は信楽から南山城、伊賀そして大和に多く、野洲川流域とは異なる文化交流の歴史がうかがえます。

信楽地域の秋祭りには、宮座と呼ばれる組織が伝承され、貴重な儀礼やお供え物、建物などを伝えるところで知られます。上朝宮三所神社に伝えられた宮座行事と宮座建物は特に有名ですが、このほか多羅尾や宮尻などにも同様の伝統が伝えられます。

宮座は神社の祭りや村の運営に特権を持った歴史的な組織で、その起源は中世の地侍や有力農民の座にさ

かのぼるとされます。もちろん時代の流れに応じて変化していますが、長い文化交流のなかではぐくまれ、むら作りの要として伝えられた歴史の生き証人です。



▲古風な稚児の献饌、白い輪は神饌を頭上で献じた名残り  
(宮尻大宮神社秋祭)

※市史では古い写真の収集を進めています。地域の風景や行事、暮らしの移り変わりをしのばせる写真をお持ちの方の情報をお待ちしています。

『甲賀市史』第一巻  
古代の甲賀・好評販売中

(1冊3,500円)

購入・問い合わせ

歴史文化財課

市史編さん室

(甲南庁舎3階)

TEL 086-80075 FAX 086-8216

## みんなの窓

### わたしたちすべてに尊厳と正義を

世界  
人権宣言  
60周年

世界人権宣言は、1948年12月10日、国際連合で採択されました。第二次世界大戦で起こった悲劇を二度と繰り返さないという反省から、その前文では、人権が「世界における自由、正義、および平和の基礎である」ということを確認しています。

詩人の谷川俊太郎さんは、この宣言を次のようなわかりやすい言葉に訳しています。

#### ●第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。一人ひとりがかげがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だから互いによく考え、たすけあわねばなりません。

#### ●第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

#### ●第3条 安心して暮らす

小さな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、私たちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

#### ●第4条 奴隷はいやだ

人はみな、奴隷のように働かされるべきではありません。人を物のように売り買いしてはいけません。

#### ●第5条 拷問はやめろ

人はみな、ひどい仕打ちによって、はずかしめられるべきではありません。

#### ●第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

#### ●第7条 法律は平等だ

法律はすべての人に平等でなければなりません。法律は差別をみとめてはなりません。

#### ●第8条 泣き寝入りはしない

わたしたちはみな、法律で守られている基本的な権利を、国によって奪われたら、裁判を起し、その権利をとりもどすことができます。

#### ●第28条 この宣言がめざす社会

この宣言が、口先だけで終わらないような世界を作ろうとする権利もまた、わたしたちのものであります。

問い合わせ 人権推進課 ☎65-0693 FAX 63-4582